

第7回年金裁判・支援する会総会に130人が参加

～琴浦・県地評議長あいさつ 地域社保協結成に期待

5月18日（金）、年金裁判の第7回公判が開かれ、130人が参加しました。裁判のあと、引き続き「支援する会」総会が開かれました。全国44県で原告団が結成され、5,113人に達したとの報告がありました。和歌山県では103人の原告団になりました。広島県では14回の裁判を終え、早ければ年内にも結審する可能性があるということ、新潟県では裁判のたびに新たな原告を増やす運動を行っているなどが報告され、裁判闘争が全国で盛んに展開されている様子がうかがえました。

支援する会総会では、県地評の琴浦議長があいさつし、年金裁判の運動を通して、地域社保協の結成をすすめてほしいと期待を述べました。



★小野原アイ子さんが意見陳述～年金が10年間で25,595円も減った

弁護団準備書面提出～年金切り下げは憲法29条の財産権を侵害するもの



80人あまりが公園前でスタンディング

裁判では、小野原アイ子さんが意見陳述を行いました。「年金がこの10年間に25,595円も減った、消費税が5%から8%にあがり、医療費や介護保険料もあがり、年金は上げてもらわない」と訴えました。

また、弁護団はこの日、新たな準備書面を提出し、憲法29条の財産権の侵害であるという立場から、年金の切り下げを違憲であると述べています。「年金受給権者は、これまで25年間以上年金保険料を拠出し続けてきたのであり、年金保険料を納付し続ければ一定額の年金額を支給年齢に達すれば支給を受けられるということを信頼して、拠出してきたのであり、被告国は、その信頼に応じて、これまで示してきた年金額（物価スライドによるもの）を支給する義務がある（信頼保護原則）」と述べています。さらに、「年金受給者は年金以外の収入がない人が多く、生活保護基準以下の高齢者世帯は397万世帯、513万8千人にのぼっている。このような年金生活者の実態をもとに年金受給権の権利としての性質を考えると、年金受給権は、まさに権利者の生存（人たるに値する生活）を維持するために必要不可欠な財産権である。」と述べています。国が年金制度を、憲法25条に基づく生存権を保障するものではないとする主張に真っ向から反論しています。

第26回社会保障学校のご案内

■日時 7月14日（土）午後2時開会

■場所 プラザホープ4階Aホール

■講師 井上 英夫 氏 金沢大学名誉教授 全国生存権裁判を支援する会代表

※生存権、基本的人権とは何か、語って頂きます。